

環境特集号

—ごみ減量・リサイクルの輪を広げよう！！—

第 27 号(平成 29 年 4 月発行)
豊能町建設環境部環境課
電 話:072-736-1190(直通)
F A X:072-738-3407
E-Mail:kankyou@town.toyono.osaka.jp

第2次豊能町ごみ処理基本計画 を策定しました

第 5 回豊能町廃棄物減量等推進審議会が、2 月 23 日（木）に開催され「第 2 次豊能町ごみ処理基本計画（案）」やパブリックコメントの結果等について、ご審議をいただきました。

計画（案）については、大きな変更もなく、文言等の微修正を行ったのち、2 月 27 日（月）に渡辺会長から池田町長あてに答申をいただきました。

町では、この答申を受け、「第 2 次豊能町ごみ処理基本計画」として策定しました。今後は、本計画をもとに、ごみの減量化・資源化に向け、住民、事業者、行政の連携・協働により取り組んでいきます。



豊能町廃棄物減量等推進審議会の全 5 回の資料や、「第 2 次豊能町ごみ処理基本計画」は、本庁 1 階の「行政情報コーナー」、及び吉川支所 1 階、図書館と中央公民館の「閲覧場所」でも閲覧できます。

第2次豊能町ごみ処理基本計画の概要について

計画策定にあたって

【ごみ処理基本計画とは】

- ・廃棄物処理法に基づき長期的・総合的視点に立ち、計画的なごみ処理の推進を図るための基本計画となるもので、ごみの排出抑制およびごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるもの。
- ・「豊能町総合計画」の分野別計画で、本町における今後の廃棄物処理行政を推進するための行政計画としての性格を有する。

【本町のごみ処理行政】

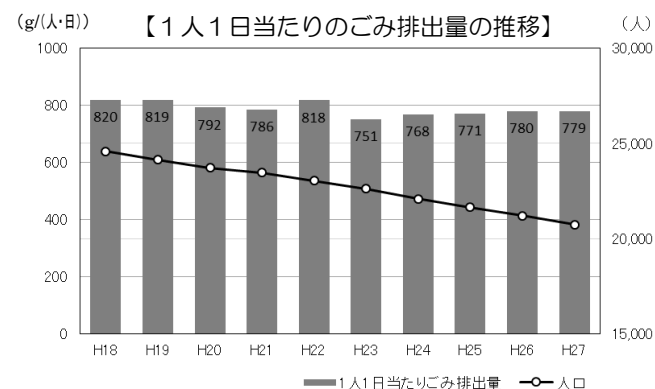
- ・平成 15 年 3 月に現計画である「ごみ処理基本計画」を策定。また平成 13 年 3 月に「豊能町ごみ減量化計画」、平成 17 年 3 月に「豊能町ごみ減量化計画（第2次）」を策定し、ごみの減量・資源化を進めている。
- ・平成 21 年度に中間処理施設である国崎クリーンセンターが稼働するなど、本町のごみを取り巻く状況は変化している。

【本計画策定の趣旨】

- ・循環型社会の構築をめざし、住民、事業者、行政の連携と協働による更なるごみの減量・資源化に取り組むための新たな指針として、「ごみ処理基本計画」に「ごみ減量化計画」を盛り込んだ計画として策定する。

ごみ処理に係る現状

- ・ごみ排出量は減少傾向にある（H18（7,355 t）⇒H27（5,894 t））。
- ・集団回収量を含む総排出ごみ量についても減少傾向にある（H18（8,351 t）⇒H27（6,716 t））
- ・平成 27 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 779 g /（人・日）、集団回収を含む 1 人 1 日当たりの総排出ごみ量は 888 g /（人・日）である。いずれも近年は横ばいから微増傾向にある。



- ・資源化量は減少傾向にあり、平成 18 年度の約 2,800 t から近年は 2,000t まで減少し、総排出ごみ量に占める資源化量の割合である「資源化率」は近年は 30% 余りで微減傾向である。

計画の概要

＜ 計画の目標年度 ＞

目標年度は平成 43 年度（計画初年度平成 29 年度）
5 年ごとの平成 33 年度と平成 38 年度に見直すほか、社会情勢の変化や法制度の改正に伴い必要に応じて見直しを行う。

＜ごみ処理に係る課題（抜粋）＞

1. 排出抑制（可燃ごみ量は減少していない）
2. 資源化（ごみ質調査結果から可燃ごみの中に資源（紙類・容プラ類）が約 19% 含まれている）

＜ 計画の基本理念 ＞

住民・事業者・行政が、ごみの減量・資源化という目標を共有し、それぞれの立場で取り組めることを見直ししながら、連携と協働に取り組み、さらなる「循環型社会」の構築をめざす。

住民・事業者・行政の連携と協働で進める
循環型社会の構築

＜ 基本方針 ＞

- （基本方針 1） 4 R の推進
- （基本方針 2） 連携・協働による取り組みの実践
- （基本方針 3） 環境負荷の低減

＜ 減量と資源化の目標 ＞

「減量目標」

1 人 1 日あたりのごみ排出量を 750g 以下に減量する

「資源化目標」

生活系ごみ（家庭系ごみと集団回収、店頭回収）の 50% 以上の資源化をめざす

【減量目標、資源化目標の現状と目標値】

	現状 (平成 27 年 (2015))	見直し年度		将来目標 (平成 43 年 (2031))
		見直し① (平成 33 年 (2021))	見直し② (平成 38 年 (2026))	
「減量目標」 1 人 1 日あたりのごみ排出量を 750g 以下に減量する	779 g / (人・日)	768 g / (人・日)	759 g / (人・日)	750 g / (人・日)
「資源化目標」 生活系ごみの 50% 以上の資源化をめざす	33.7%	39.8%	44.9%	50% 以上

減量につながる「生ごみの水切り」に焦点を当て、スローガンを掲げる。

ごみ減量 みんなが さらなる ひとしほり

～大さじ 2 杯分（30g）の生ごみをしほろう～

＜ 目標達成に向けた施策 ＞

リフューズ (Refuse) ごみとなるものの受け取りを断る

- ①マイバッグ持参運動の推進
- ②簡易包装による販売や購入の促進

リデュース (Reduce) ごみとなるものを減らす

- ①適量購入の促進（食品ロスの削減）
- ②エコクッキングの推進
- ③生ごみの水切りの徹底 **重点**
- ④詰め替え式商品の利用促進

リユース (Reuse) 繰り返し使う

- ①衣類・家電・家具などの長期使用の推進
- ②リサイクル情報板の活用推進
- ③フリーマーケット等の活性化
- ④リターナブルびんの利用促進
- ⑤事務用品等の長期使用の促進
- ⑥再生品の利用促進

リサイクル (Recycle) 資源として再利用する

- ①食用廃油の拠点回収の推進
- ②集団回収の推進
- ③店頭回収の推進
- ④紙類等、空きカン、空きビン、ペットボトル、植木剪定くず等の分別収集の促進
- ⑤小型家電製品の拠点回収の推進 **重点**

啓発活動の推進

- ①広報誌や環境特集号などによるごみの分別や減量情報の発信 **重点**
- ②学校での環境教育への支援
- ③地域でのごみ減量に関する学習会の開催
- ④廃棄物減量等推進員の育成
- ⑤転入者への分別指導の徹底
- ⑥収集時の現地指導の徹底
- ⑦事業所に対する適正処理の協力依頼 **重点**

★重点施策について
『減量目標』と『資源化目標』を達成するため、とくに優先して取り組むべき施策を、重点施策として設定した。

＜ 施策推進にあたって ＞

- * 住民・事業者・行政の連携・協働による取り組みの実践
- * 広域連携の強化
（猪名川上流広域ごみ処理施設組合との連携、近隣自治体との連携など）
- * ごみ収集の有料化について



狂犬病予防注射および 飼い犬登録のお知らせ

犬の所有者は、狂犬病予防法の規定により、毎年1回、所有している犬に狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。下記の日程を確認したうえ、この機会に必ず受けるようにしてください。なお、料金は3,250円(内訳: 予防注射 2,700円、注射済票 550円)となっております。

また、まだ登録をしていない方については、登録は狂犬病予防法で義務づけられていますので、この機会に登録してください。なお、当日は、雨でも実施します。ただし、警報が発令されている場合は中止します。

日 程	時 間	会 場
4月10日(月)	10:00 ~ 10:15	高山公民館
	10:30 ~ 10:45	川尻集会所
	11:00 ~ 11:20	ふれあい文化センター
	11:30 ~ 11:50	牧公民館
	13:15 ~ 13:35	切畑自治会館
	14:00 ~ 15:00	中央公民館駐車場
4月12日(水)	10:00 ~ 11:45	希望ヶ丘スポーツ広場
	13:15 ~ 15:00	
4月13日(木)	10:00 ~ 11:45	光風台中央グラウンド
	13:15 ~ 15:00	
4月14日(金)	10:00 ~ 11:45	ふれあい広場
	13:15 ~ 15:00	
4月19日(水)	10:00 ~ 11:45	新光風台しらかば公園前
	13:15 ~ 13:45	吉川自治会館 ふるさとの風(旧吉川公民館)
	14:00 ~ 15:00	ときわ台自治会館
4月20日(木)	10:00 ~ 11:45	ふれあい広場
4月21日(金)	10:00 ~ 11:45	希望ヶ丘スポーツ広場

※犬を保定できない場合、注射をお断りすることがあります。

▲料 金＝3,250円(1頭分) (内訳) 狂犬病予防注射 2,700円
注射済票代 550円

*ただし、新規登録の場合は、1頭につき登録料3,000円が別途必要です。

◆飼犬登録をされていて、既に飼犬が亡くなっている場合は、環境課までご連絡ください。

◆転出の際は、転出先自治体に飼犬登録の変更を届け出てください。

▲問合せ＝環境課 ☎736-1190



～平成29年で町制40周年！～ 人とみどりが輝くまち 豊能町

